

焼却炉を使用する皆さんへ

廃棄物を焼却するときは、次の構造基準を満たした焼却炉で、適正に焼却しなければなりません。

焼却炉の構造基準

- 1 廃棄物を燃焼室で**摂氏800℃以上**で燃やすことができるもの
- 2 外気と遮断された状態で廃棄物を燃焼室に投入できること(※1)
- 3 燃焼室の**温度を測定できる構造**であること
- 4 高温で燃焼できるように**助燃装置**があること(※2)
- 5 焼却に必要な量の空気の通風が行われるものであること

※1 廃棄物を1回の投入で燃やし切るバッチ炉も使用可能です。

※2 安定した燃焼状態を保つことが可能と判断される廃棄物（乾燥した廃木材等）のみを焼却する場合は、必ずしも助燃装置が装着されていなくても使用可能です。
(H16.12.10一部改正)

基準を満たしていない焼却炉による廃棄物の焼却は、一過性の軽微な焼却（煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度の少量の家庭ごみの焼却）を除き規制の対象となります。

また、構造基準を満たした焼却炉を使用していても、フタを開けたまま焼却したりビニール等を燃したりすると、煙りが飛散したり黒い煙が出て、近所に迷惑をかけることとなりますので、ご注意ください。

《小型焼却炉の購入は販売店に確認を》
これから小型焼却炉を購入される人は、販売店に構造基準を満たしているかよく確認してください。

※ 廃棄物は、分別・減量・再生に努めるとともに、市町村や許可業者に処理を依頼するなど、適正に処理しましょう。



《次の焼却炉を設置する場合、県知事の許可又は届出が必要になります。》

- 1 廃棄物処理法により、火格子面積が2㎡以上又は1時間当たりの処理能力が200kg(廃プラ類は100kg/日)以上の焼却炉を設置しようとする場合、県知事の許可が必要です。
- 2 1に満たない規模の焼却炉であっても、他人の廃棄物を扱う場合又は排出する事業所の敷地外に焼却施設を設置しようとする場合、県知事に事前協議が必要です。
- 3 ダイオキシン類対策特別措置法により、火床面積が0.5㎡以上又は1時間当たりの処理能力が50kg以上の焼却炉を設置しようとする場合は、県知事に届出が必要です。
- 4 大気汚染防止法により、火格子面積が2㎡以上又は1時間当たりの処理能力が200kg以上の焼却炉を設置しようとする場合、県知事に届出が必要です。
- 5 3により届出を行い、かつ一定の要件(業種、従業員数)を満たす事業を営んでいる場合は、化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)により、事業場から排出等される化学物質量の国への届出が必要です。

◎詳しくは 渋川市役所市民生活部環境課(0279-22-2114) へ